

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則

(平成5年3月31日 規則第31号)

沿革 平成 7. 3. 30 規則第 17 号
平成 8. 3. 29 規則第 29 号
平成 9. 3. 31 規則第 38 号
平成 12. 3. 30 規則第 27 号
平成 13. 10. 22 規則第 65 号
平成 15. 11. 28 規則第 82 号
平成 16. 11. 30 規則第 149 号
平成 17. 3. 1 規則第 6 号
平成 17. 3. 31 規則第 44 号

平成 18. 9. 19 規則第 97 号
平成 25. 3. 13 規則第 5 号
平成 26. 3. 31 規則第 32 号
平成 26. 6. 3 規則第 38 号
平成 27. 6. 1 規則第 36 号
平成 27. 12. 16 規則第 66 号
令和 元. 5. 7 規則第 2 号
令和 3. 3. 25 規則第 29 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年函館市規則第66号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)および函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成4年函館市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別の取扱いを要する一般廃棄物)

第2条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める一般廃棄物は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 容積がおおむね2立方メートルを超えるもの
- (2) 重量がおおむね100キログラムを超えるもの
- (3) 最大の辺または径がおおむね2メートルを超えるもの
- (4) 条例第7条第1項の規定により市長が告示した一般廃棄物処理計画に定める排出の方法によらないもの
- (5) 浄化槽汚泥

(多量の一般廃棄物)

第3条 条例第9条の事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) おおむね3月間における1日平均の排出量が60リットル以上のもの
- (2) 一時の排出量が600リットル以上のもの(ごみ袋およびごみ処理券)

第3条の2 条例第8条の2および別表第1ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ袋は、次の各号に掲げのごみの区分に応じ当該各号に定める様式のごみ袋とする。

- (1) 一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。)を条例第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分

する場合(以下「家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式

- (2) 家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の2

- (3) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を条例第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分する場合(以下「事業系一般廃棄物の処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式の3

- (4) 事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の4

- (5) 一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち条例第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分する場合(以下「家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式の5

- (6) 家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の6

2 条例第8条の2および別表第1ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ処理券は、別記第1号様式の7のごみ処理券とする。

(粗大ごみ)

第3条の3 条例別表第1の規則で定める粗大ごみは、耐久消費材その他の一般の家庭の生活に伴って生ずる固形状の一般廃棄物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 容積がおおむね2立方メートル以下であるもの
- (2) 重量がおおむね10キログラムを超え100キログラム以下であるもの
- (3) 最大の辺または径がおおむね30センチメートルを超え2メートル以下であるもの(家庭に属する者)

第4条 条例別表第1し尿処理手数料の項の当該

家庭に属する者は、月の末日に当該家庭の住居を住所としている者で、当該月の初日および当該月の初日後末日前までの間の日において市内に住所を有していたものとする。ただし、長期間にわたる不在等の理由により当該家庭に属する者となることが適当でないと市長が認定する者については、この限りではない。

- 2 前項ただし書の認定を受けようとする者は、別記第1号様式の8の申請書により市長に申請しなければならない。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表第1のごみ処理手数料は、市長が定めるところにより前納しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定によりごみ処理手数料を納入した者に第3条の2に規定するごみ袋またはごみ処理券を交付する。

- 3 条例別表第1のし尿処理手数料は、次に定めるところにより、納入通知書により徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 継続して排出する条例別表第1し尿処理手数料の項に掲げるし尿（一般の家庭から排出するし尿を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期別ごとに、同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし、その納期限は、同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期 間	納期限
第1期	2月1日から 3月31日まで	4月末日
第2期	4月1日から 5月31日まで	6月末日
第3期	6月1日から 7月31日まで	8月末日
第4期	8月1日から 9月30日まで	10月末日
第5期	10月1日から11月30日まで	12月28日
第6期	12月1日から 1月31日まで	2月末日

- (2) 継続して排出する条例別表第1し尿処理手数料の項に掲げるし尿（市長が指定する区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿に限る。）については、次の表の左欄に掲げる期別ごとに、同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし、その納期限は、同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期 間	納期限
第1期	1月1日から 3月31日まで	4月末日
第2期	4月1日から 6月30日まで	7月末日
第3期	7月1日から 9月30日まで	10月末日
第4期	10月1日から12月31日まで	1月末日

- (3) 前2号に掲げるし尿以外のし尿について

は、1月ごとにその月の前月における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料をその月に徴収するものとし、その納期限は、その月の末日（その月が12月である場合は、28日。次項において同じ。）とする。

- 4 条例別表第1の浄化槽汚泥処分手数料、焼却処分手数料、埋立処分手数料およびし尿処分手数料は、同表浄化槽汚泥処分手数料の項に掲げる浄化槽汚泥、同表焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項に掲げる一般廃棄物または同表し尿処分手数料の項に掲げるし尿を市長が指定するし尿処理場、焼却工場または埋立処分場に搬入するときに徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、1月ごとにその月の前月において市長が指定するし尿処理場、焼却工場または埋立処分場に搬入した当該浄化槽汚泥、一般廃棄物またはし尿の処分に係る手数料を納入通知書によりその月に徴収するものとし、その納期限は、その月の末日とする。

(産業廃棄物の処理に係る使用料の徴収方法)

第6条 条例別表第2の使用料の徴収方法については、前条第4項の規定を準用する。

(手数料等の減免申請)

- 第7条 条例第13条または第16条の規定により手数料または使用料の減免を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等の申請)

第8条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 法第7条第2項の許可の更新を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書に第10条第1項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

- 3 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

- 4 法第7条第7項の許可の更新を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書に第10条第2項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第9条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書に次条第1項または第2項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第 10 条 市長は、法第 7 条第 1 項の許可をしたとき、または法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、別記第 7 号様式の許可証を交付するものとする。

2 市長は、法第 7 条第 6 項の許可をしたとき、または法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、別記第 8 号様式の許可証を交付するものとする。

3 市長は、法第 7 条第 1 項または第 6 項の許可を受けた者(第 12 条および第 14 条において「一般廃棄物処理業者」という。)から法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が前 2 項の許可証の記載事項に該当するときは、当該許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第 11 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出は、別記第 9 号様式の届出書によってしなければならない。

(一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出)

第 12 条 法第 7 条の 2 第 4 項または第 5 項の規定による届出は、別記第 10 号様式の届出書によってしなければならない。

(許可証の再交付等)

第 13 条 次の各号のいずれかに掲げる許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、または著しく損傷したときは、別記第 11 号様式の申請書により市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証
- (2) 一般廃棄物処分業許可証
- (3) 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
- (4) 産業廃棄物収集運搬業許可証
- (5) 産業廃棄物処分業許可証
- (6) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
- (7) 特別管理産業廃棄物処分業許可証
- (8) 産業廃棄物処理施設設置・変更許可証

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見した場合は、直ちに、当該発見した許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の返納)

第 14 条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、第 10 条第 1 項または第 2 項の規定により交付を受けた許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第 7 条第 3 項および第 8 項に規定する許可の有効期間が満了したとき。

(2) 法第 7 条の 3 の規定により事業の全部の停止を命ぜられたとき

(3) 法第 7 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定により許可が取り消されたとき。

(4) 事業の全部を廃止したとき。

(5) 事業の全部を休止したとき。

2 一般廃棄物処理業者は、第 10 条第 1 項または第 2 項の規定により法第 7 条の 2 第 1 項の許可に係る許可証の交付を受けた場合は、速やかに、従前の許可証を市長に返納しなければならない。

(清掃指導員等)

第 15 条 条例第 19 条の規定による清掃指導員の業務を補助するため、清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手を置くことができる。

2 清掃指導員ならびに清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手は、職務の執行に当たっては別記第 12 号様式の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
2 函館市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 53 年函館市規則第 7 号)は、廃止する。

3 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則(平成 7. 3. 30 規則第 17 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8. 3. 29 規則第 29 号)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則(平成 9. 3. 31 規則第 38 号)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 12. 3. 30 規則第 27 号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 13. 10. 22 規則第 65 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15. 11. 28 規則第 82 号）

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16. 11. 30 規則第 149 号）

- 1 この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記第 2 号様式の 4 の規定に基づく埋立処分場使用券は、この規則の施行の日以後においても、函館市戸井廃棄物最終処分場を除き、使用することができる。
- 3 前項の埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の別記第 2 号様式の 4 の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 17. 3. 1 規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号。以下「改正前の商業登記法」という。）第 11 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第 11 条第 1 項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成 17. 3. 31 規則第 44 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の別記第 1 号様式から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成 18. 9. 19 規則第 97 号）

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付を受けた改正前の別記第 2 号様式の 3 の規定に基づく焼却工場使用券については、同日以後においても、当該使用券に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）別表第 2 の規定による焼却工場使用料との差額を加算して使用することができる。

附 則（平成 25. 3. 13 規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26. 3. 31 規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は、それぞれの対象ごみ袋等 1 枚につき、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年函館市条例第 64 号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額と、当該対象ごみ袋等 1 枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等 1 枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して、それぞれ改正後の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。
- 3 改正前の別記第 2 号様式の 1 および別記第 2 号様式の 2 の規定に基づく一般廃棄物処理券は、当該一般廃棄物処理券 1 枚につき改正条例

附則第4項に規定する額を加算して、それぞれ改正後の別記第2号様式の1および別記第2号様式の2の規定に基づく一般廃棄物処理券と引き換えることができる。

- 4 改正前の別記第2号様式の3の規定に基づく埋立処分場使用券は、当該埋立処分場使用券1枚につき改正条例附則第5項に規定する額を加算して、改正後の別記第2号様式の3の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成26.6.3 規則第38号）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正前の別記第1号様式から別記第1号様式の7までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成27.6.1 規則第36号）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正前の別記第1号様式から別記第1号様式の7までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成27.12.16 規則第66号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元.5.7 規則第2号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正前の別記第1号様式の3から別記第1号様式の7までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は、それぞれの対象ごみ袋等1枚につき、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成31年函館市条例第9号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）第12条第2項および別表第1の規定による当該対象ごみ袋等1枚当たりのごみ処理手数料の額と、当該対象ごみ袋等1枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等1枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第12条第2項および別表第1の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等1枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して、それぞれ改正後の別記第1号様式の3から別記第1号様式の7までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。

附 則（令和3.3.25 規則第29号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第4号様式、別記第6号様式および別記第8号様式の規定に基づき提出されている申請書、改正前の別記第5号様式の規定に基づき交付されている許可証ならびに改正前の別記第9号様式の規定に基づき交付されている証明書は、改正後の別記第4号様式および別記第5号様式、別記第6号様式ならびに別記第11号様式の規定に基づき提出された申請書、改正後の別記第7号様式および別記第8号様式の規定に基づき交付された許可証ならびに改正後の別記第12号様式の規定に基づき交付された証明書とみなす。

別記第1号様式（第3条の2関係）

家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみに係る5リットル袋



注 袋は、半透明とし、地の色は桃色と、文字および模様の色は黒色とする。

備考 10リットル袋、20リットル袋、30リットル袋および40リットル袋については、「5リットル」とあるのは、それぞれ「10リットル」、「20リットル」、「30リットル」および「40リットル」とする。

別記第1号様式の2（第3条の2関係）

家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみに係る5リットル袋

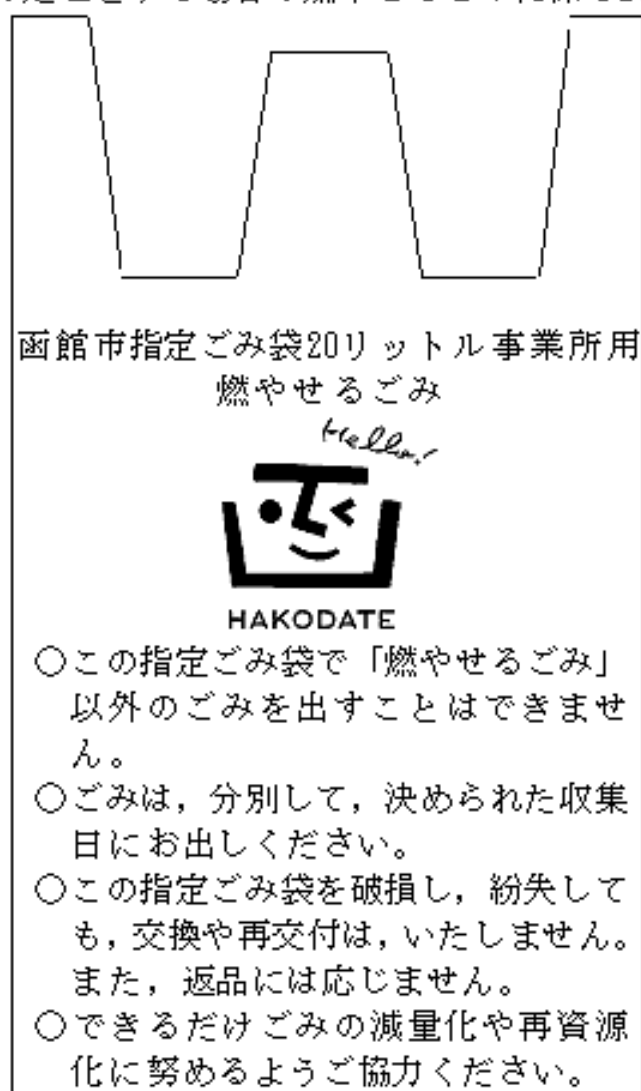


注 袋は、半透明とし、地の色は緑色と、文字および模様の色は黒色とする。

備考 10リットル袋、20リットル袋、30リットル袋および40リットル袋については、「5リットル」とあるのは、それぞれ「10リットル」、「20リットル」、「30リットル」および「40リットル」とする。

別記第1号様式の3（第3条の2関係）

事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせるごみに係る20リットル袋

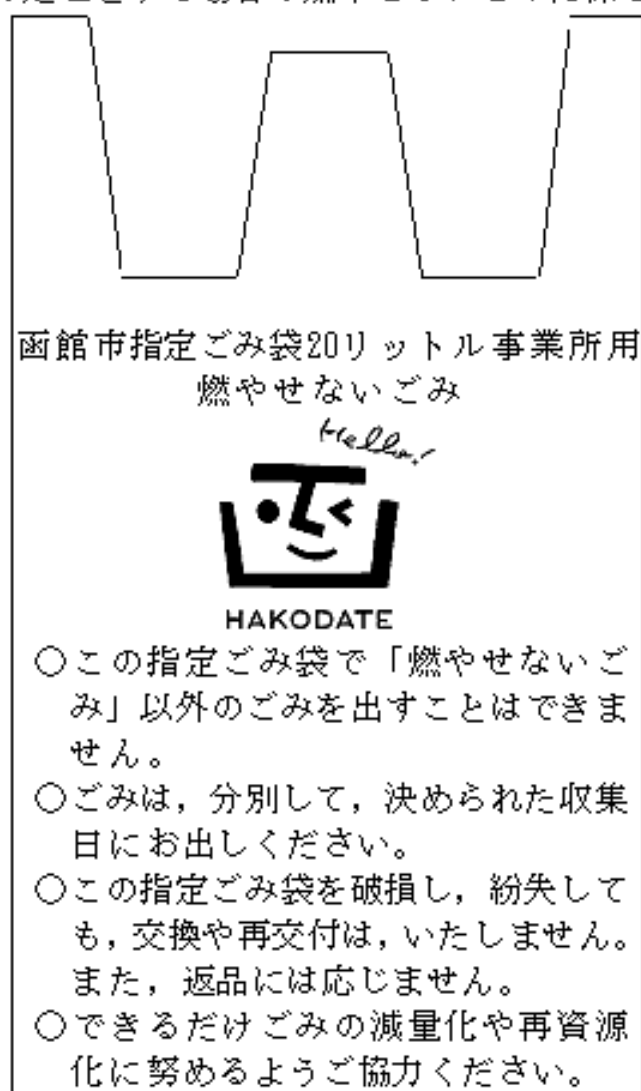


注 袋は、半透明とし、地の色は赤色と、文字および模様の色は黒色とする。

備考 40リットル袋については、「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第1号様式の4（第3条の2関係）

事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみに係る20リットル袋

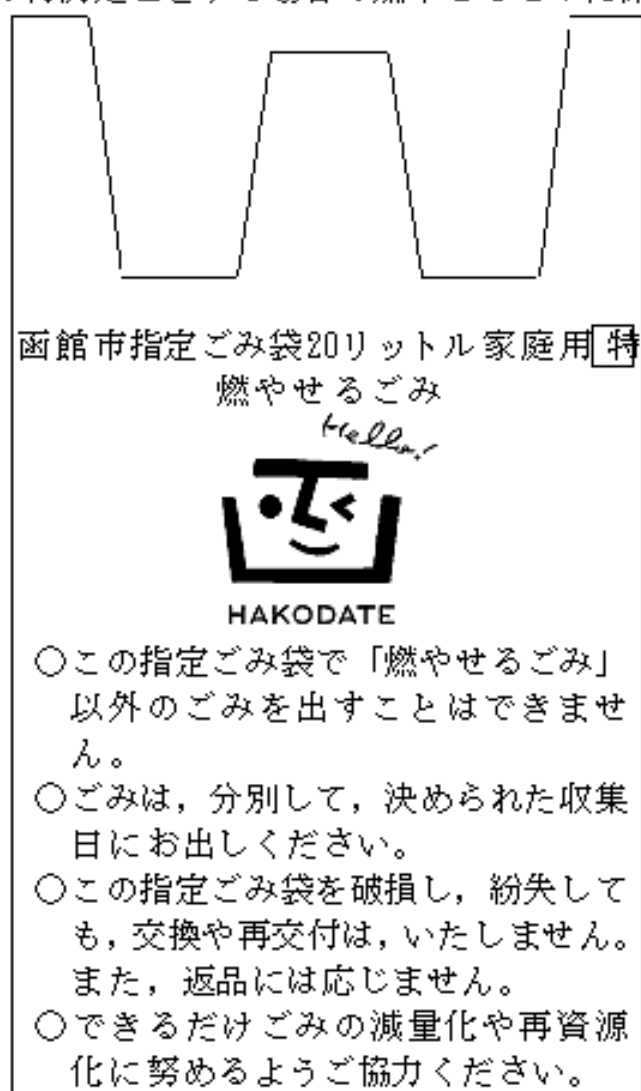


注 袋は，半透明とし，地の色は灰色と，文字および模様の色は黒色とする。

備考 40リットル袋については，「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第1号様式の5（第3条の2関係）

家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせるごみに係る20リットル袋

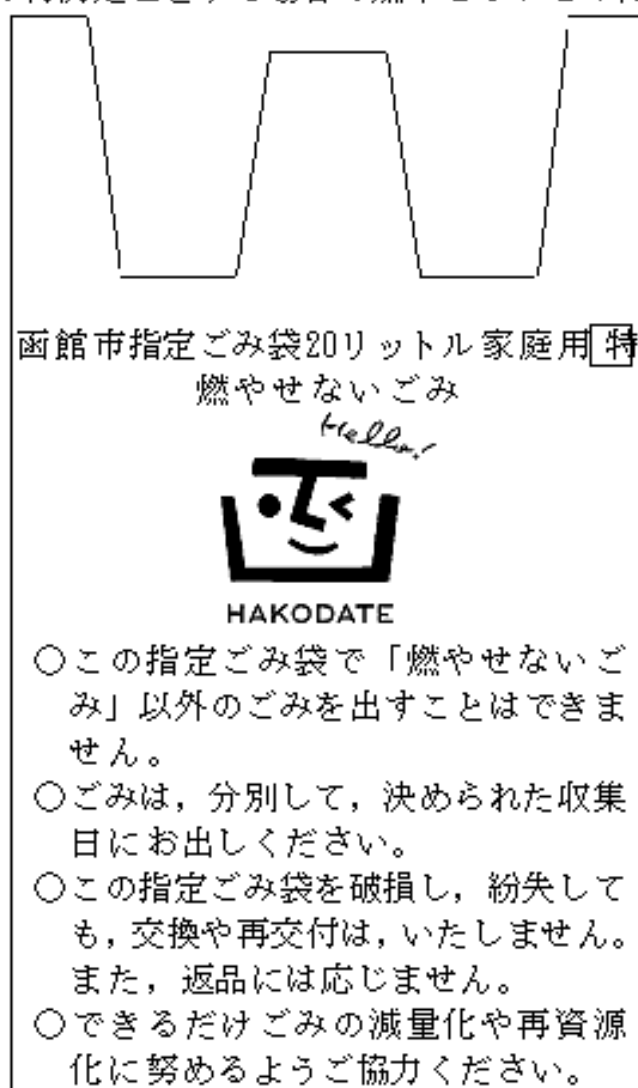


注 袋は、半透明とし、地の色は赤色と、文字および模様の色は黒色とする。

備考 40リットル袋については、「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第1号様式の6（第3条の2関係）

家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみに係る20リットル袋



注 袋は、半透明とし、地の色は灰色と、文字および模様の色は黒色とする。

備考 40リットル袋については、「20リットル」とあるのは「40リットル」とする。

別記第1号様式の7（第3条の2関係）

その1（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
指定ごみ袋に入らない	
燃やせるごみ	
80円	
○ このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ ごみは、分別して、決められた収集日にお出ください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色はえんじ色と，文字および模様の色はぼたん色および黒色とする。

その2（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
指定ごみ袋に入らない	
燃やせないごみ	
80円	
○ このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ ごみは、分別して、決められた収集日にお出ください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は緑色と，文字および模様の色は草色および黒色とする。

その3（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の30キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
粗大ごみ(30kg未満用)	
200円	
○粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は紺色と，文字および模様の色は青色および黒色とする。

その4（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の30キログラム以上50キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
粗大ごみ(30kg以上50kg未満用)	
400円	
○粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は黄土色と，文字および模様の色は茶色および黒色とする。

その5（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の50キログラム以上の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
粗大ごみ(50kg以上用)	
600円	
○粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は紫色と，文字および模様の色は金赤色および黒色とする。

その6（事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
事業所用	
指定ごみ袋に入らない	
燃やせるごみ	
240円	
○このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ごみは、分別して、決められた収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は黄土色と，文字および模様の色は赤色および黒色とする。

その 7（事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
事業所用	
指定ごみ袋に入らない	
燃やせないごみ	
2 4 0 円	
○ このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ ごみは、分別して、決められた収集日にお出してください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は紺色と，文字および模様の色は灰色および黒色とする。

その 8（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせるごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
指定ごみ袋に入らない	
燃やせるごみ	特
1 6 0 円	
○ このごみ処理券で「燃やせるごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ ごみは、分別して、決められた収集日にお出してください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は黄土色と，文字および模様の色は赤色および黒色とする。

その 9（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
指定ごみ袋に入らない	
燃やせないごみ	特
1 6 0 円	
○ このごみ処理券で「燃やせないごみ」以外のごみを出すことはできません。 ○ ごみは、分別して、決められた収集日にお出してください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は紺色と，文字および模様の色は灰色および黒色とする。

その10（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の30キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
粗大ごみ(30kg未満用)	
4 0 0 円	
○ 粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○ このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○ できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は黄土色と，文字および模様の色は淡緑色および黒色とする。

その11（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の30キログラム以上50キログラム未満の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	No.
粗大ごみ(30kg以上50kg未満用)特	
800円	
	
○粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は紺色と，文字および模様の色は紺色および黒色とする。

その12（家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の50キログラム以上の粗大ごみに係るごみ処理券）

函館市ごみ処理券	N
0.	
粗大ごみ(50kg以上用)特	
1,200円	
	
○粗大ごみは、指定された収集日にお出してください。 ○このごみ処理券を破損し、紛失しても、交換や再交付は、いたしません。また、返品には応じません。 ○できるだけごみの減量化や再資源化に努めるようご協力ください。	

注 地の色は黄土色と，文字および模様の色は淡茶色および黒色とする。

別記第 1 号様式の 8 (第 4 条関係)

し尿処理手数料徴収対象者除外認定申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

次のとおり函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則第4条第1項ただし書の認定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

1 認定を受けようとする者の住所

2 認定を受けようとする者の氏名

3 認定を受けようとする理由

4 認定を受けようとする期間

別記第2号様式 削除

別記第3号様式 (第7条関係)

一般廃棄物処理手数料等減免申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者	住 所	〔 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 〕
	氏 名	

次のとおり手数料等の減免を受けたいので申請します。

- 1 減免を受けようとする者の住所
- 2 減免を受けようとする者の氏名
- 3 減免を受けようとする手数料等の種別
- 4 減免を受けようとする金額
- 5 減免を受けようとする理由

別記第 4 号様式（第 8 条関係）

一般廃棄物収集運搬業の許可・許可更新申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可・許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類および積替えまたは保管を行うかどうかを明らかにしてください。）	
取 扱 区 域	
取 扱 料 金	
事務所および事業場の所在地	事務所 (電話 局 番)
	事業場 (電話 局 番)
事業の用に供する施設の種類および数量	
積替えまたは保管を行う場合には、積替えまたは保管を行う全ての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための積み上げることができる高さ	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	市 町 村 名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称		主たる事務所の所在地	
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称		主たる事務所の所在地	
役員（法定代理人が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総 数	株		出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の 数または出資の 金額	本	籍
		割合	住所または主たる 事務所の所在地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本	籍
	役職名	住	所

※ 受 付 欄

※ 手 数 料 欄

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が前項の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合

には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

- 4 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- 5 事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、申請の日の属する事業年度の直前3年（許可の更新を申請する場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書ならびに直前3年（許可の更新を申請する場合は、直前2年）の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- 8 申請者が法人である場合には、定款または寄附行為および登記事項証明書
- 9 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- 10 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 11 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- 12 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 14 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- 15 その他市長が必要と認める書類または図面

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

- 2 「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 3 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- 4 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、添付書類6および8の書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
- 5 許可の更新を申請する場合は、その内容に変更がない場合に限り、添付書類1から3までの書類および図面の添付を省略することができます。

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

一般廃棄物処分業の許可・許可更新申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人にあつては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可・許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載してください。）	
事務所および事業場の所在地	事務所 (電話 局 番)
	事業場 (電話 局 番)
事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限ります。）を記載してください。）	
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類、処分等のための積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造および設備の概要	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	市 町 村 名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称		主たる事務所の所在地	
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称		主たる事務所の所在地	
役員（法定代理人が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の 数または出資の 金額	本	籍
		割合	住所または主たる 事務所の所在地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本	籍
	役職名	住	所

※ 受付欄

※ 手数料欄

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が前項の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

- 4 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
 - 5 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 - 6 事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
 - 7 申請者が法人である場合には、申請の日の属する事業年度の直前3年（許可の更新を申請する場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
 - 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書ならびに直前3年（許可の更新を申請する場合は、直前2年）の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
 - 9 申請者が法人である場合には、定款または寄附行為および登記事項証明書
 - 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
 - 11 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 12 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
 - 13 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
 - 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - 15 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
 - 16 その他市長が必要と認める書類または図面
- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
 - 3 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
 - 4 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、添付書類7および9の書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
 - 5 許可の更新を申請する場合は、その内容に変更がない場合に限り、添付書類1から4までの書類および図面の添付を省略することができます。

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（一般廃棄物収集運搬業にあっては取り扱う一般廃棄物の種類および積替えまたは保管を行うかどうか、一般廃棄物処分業にあっては処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載してください。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造および設備の概要	

既に一般廃棄物処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	市 町 村 名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称	主たる事務所の所在地		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
ふ り が な 名 称	主たる事務所の所在地		
役員（法定代理人が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名	住 所	
役員（申請者が法人である場合）			
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名	住 所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
ふりがな 氏名または名称	生年月日	保有する株式の 数または出資の 金額	本 籍	
		割 合	住所または主たる 事務所の所在地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名	住 所

※ 受 付 欄

※ 手 数 料 欄

添付書類

- 1 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては、次の書類および図面
 - (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 変更に係る事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の

構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図

- (3) 申請者が前号の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 変更に係る事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- (5) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
- (6) 申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前2年の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (7) 申請者が個人である場合には，資産に関する調書ならびに申請の日の属する事業年度の直前2年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (8) 申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書
- (9) 申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍（外国人にあつては，住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この項において同じ。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (11) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には，その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (12) 申請者が法人である場合には，役員の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (13) 申請者が法人である場合において，発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは，これらの者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には，登記事項証明書）
- (14) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (15) その他市長が必要と認める書類または図面

2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあつては，次の書類および図面

- (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- (2) 変更に係る事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号の施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には，当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 変更に係る事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- (6) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には，申請の日の属する事業年度の直前2年の各

事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類

- (8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書ならびに直前2年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (9) 申請者が法人である場合には、定款または寄附行為および登記事項証明書
- (10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この項において同じ。）および法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (11) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しおよび同号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- (15) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
- (16) その他市長が必要と認める書類または図面

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

- 2 「法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）」欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 3 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- 4 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類1（6）および（8）の書類に、一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類2（7）および（9）の書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
- 5 その内容に変更がない場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類1（1）から（3）までの書類および図面の添付を、一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する場合にあっては添付書類2（1）から（4）までの書類および図面の添付を省略することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（第7条の2第1項）の規定により、次のとおり許可します。

函館市長 印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1 事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類

(2) 積替えまたは保管の有無

2 積替えまたは保管を行う全ての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための積み上げることができる高さ

3 取扱区域

4 許可の条件

5 許可の更新または変更の状況

年 月 日 (内容)

許可番号 第 号

一般廃棄物処分業許可証

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項（第7条の2第1項）の規定により、次のとおり許可します。

函館市長 印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

- 1 事業の範囲
- 2 事業の用に供する全ての施設（施設ごとの種類，設置場所，設置年月日，処理能力，許可年月日および許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限ります。））
- 3 許可の条件
- 4 許可の更新または変更の状況

年 月 日 （内容）

別記第 9 号様式（第11条関係）

一般廃棄物処理業の廃止・変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
届出者 氏 名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る次の事項について廃止・変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止・変更した事項 の内容（廃棄物の処理 及び清掃に関する 法律施行規則第2条 の6第1項第2号に 掲げる事項を除く。）	廃止・変更後	廃止・変更前
変更した事項の内容（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の6第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主または出資をしている者の変更		
ふ り が な 氏 名	主たる事務所の所在地	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者または使用人の変更		
ふ り が な 氏 名	生 年 月 日 役 職 名	本 籍 住 所
廃止・変更の理由		

添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国

籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)および廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類,法人にあつては定款または寄附行為および登記事項証明書

- 2 省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項の変更の場合には,同号イからハまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(省令第2条の6第1項第2号イに掲げる法定代理人が法人である場合には,その登記事項証明書ならびに役員の住民票の写しおよび法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)ならびに法人にあつては登記事項証明書(省令第2条の6第1項第2号ロに掲げる役員の変更の場合に限る。)

- 3 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項の変更の場合には,変更後の事務所または事業場の付近の見取図

- 4 一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の場合には,当該変更に係る施設に関する次に掲げる書類

- (1) 事業の用に供する施設(積替えまたは保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図,立面図,断面図,構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図

- (2) 届出者が前号の施設の所有権を有すること(届出者が所有権を有しない場合には,当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

- 5 一般廃棄物処分業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の場合には,当該変更に係る施設に関する次に掲げる書類

- (1) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図,立面図,断面図,構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図ならびに最終処分場にあつては,周囲の地形,地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)

- (2) 届出者が前号の施設の所有権を有すること(届出者が所有権を有しない場合には,当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

注 この届出書は,廃止または変更の日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあつては,30日)以内に提出してください。

別記第10号様式（第12条関係）

一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる
事務所所在地)
氏名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項(第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日および 許可番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
該当するに至った 欠格要件	
欠格要件に該当す るに至った具体的 事由	
欠格要件に該当す るに至った年月日	年 月 日

- 注 1 「該当するに至った欠格要件」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第5項第4号ロからトまでまたはリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イまたはチに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入してください。
- 2 法第7条第5項第4号イに該当するおそれがあるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の8第1項で定める者に該当するに至った場合は、「許可年月日および許可番号」欄および「許可の種類」欄についてのみ記入してください。

許可証再交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名
称および代表者の氏名) 印
電 話 局 番

次のとおり交付を受けた許可証を紛失・損傷したので、函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則第13条の規定により、許可証の再交付を申請します。

許可年月日および 許可番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
再交付の理由	

添付書類

再交付の理由が損傷の場合は、当該損傷した許可証

(表)

第	号					6 センチ メー トル
清 掃 指 導 員 の 証						
〔 清掃指導員指導助手 清掃指導員作業助手 〕						
職 名						
氏 名						
生年月日						
年 月 日交付						
函館市長 印						
9センチメートル						

(裏)

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例(抜粋)

(清掃指導員)

第19条 市長は、この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため、清掃指導員を置く。

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則(抜粋)

第15条 条例第19条の規定による清掃指導員の業務を補助するため、清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手を置くことができる。

2 清掃指導員ならびに清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手は、職務の執行に当たっては別記第9号様式の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。